

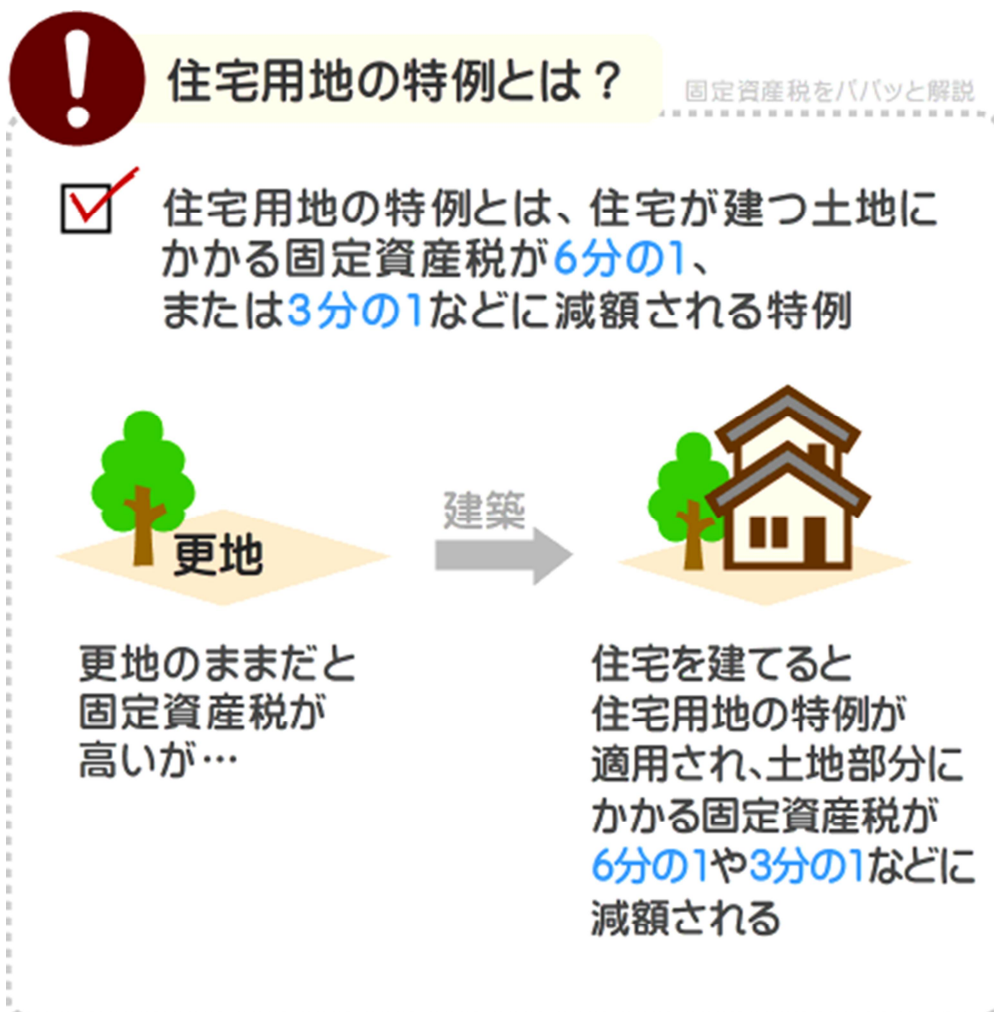
紀宝町空き家の除却に係る土地の固定資産税減免に関する要綱 (案)

○住宅用地の特例【概要】

住宅用地特例とは、住民の日常生活に必要と認められる住宅用地の税負担を軽減するという住宅政策上の見地から、住宅の敷地について税負担を軽減するものであるため、その対象は住宅の敷地に限られています。そのため、空家等が除却された場合には本特例は適用されないこととなり、これによって税額が増加する場合があります。

○住宅用地の特例の内容

- ・ 200㎡までの住宅用地 → 課税標準額が6分の1に減額
- ・ 200㎡を超えた住宅用地 → 課税標準額が3分の1に減額



紀宝町空き家の除却に係る土地の固定資産税減免に関する要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、空き家の除却を促進し、町民の安全及び安心の確保を図るため、紀宝町税条例（平成18年紀宝町条例第56号）第71条第1項第4号の規定に基づき、空き家を除却した後の土地に対する固定資産税を減免することについて、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において「空き家」とは、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第2条第1項に規定する空家等に該当する建築物のうち、事前相談時に**紀宝町空き家バンク事業に登録し、2年以上掲載している住宅若しくは**居住の用に供されていない期間が**おおむね5年以上の住宅、又は紀宝町において管理不全空家等及び特定空家等と認定された住宅をいう。**

（減免対象）

第3条 固定資産税の減免（以下「減免」という。）は、空き家の敷地の用に供されていた土地であって、かつ、地方税法（昭和25年法律第226号）第349条の3の2による住宅用地に対する固定資産税の課税標準の特例（以下「住宅用地特例」という。）の適用を受けた土地（空家等対策の推進に関する特別措置法第14条第2項の規定による勧告を受けて住宅用地特例が解除された土地を含む。以下「減免対象土地」という。）について行う。

2 前項に規定する減免を申請することができる者は、減免対象土地の所有者又はその相続人とする。ただし、法人については、この限りでない。

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合については、減免の対象としないものとする。

（1） 減免対象土地を除却した空き家以外にも住宅の敷地の用に供し、かつ、住宅用地特例の適用を受けている場合

（2） 減免対象土地を営利目的で使用している場合

（3） 減免対象土地の所有者又はその相続人が町税を滞納している場合

（4） 申請者が不正な行為等により虚偽の申請を行った場合

（5） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又はそれらと密接な関係を有している場合

（6） その他町長が減免することが適当でないとする場合

（減免額）

第4条 減免額は、減免対象土地に係る固定資産税の額と、当該土地が住宅用地特例の適用があるものとみなして算出した固定資産税の額の差額相当分とする。

（事前相談）

第5条 申請者は、対象建築物が申請対象に該当するかを、除却前に税務住

民課と協議を行うものとする。

(減免の申請)

第6条 申請者は、空き家の除却後速やかに空き家の除却に係る土地の固定資産税減免申請書(様式第1号)及び必要書類等を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、速やかに減免の可否を決定し、その結果を空き家の除却に係る土地の固定資産税減免可否決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(減免期間)

第7条 減免の期間は、空き家を除却した日の属する年の翌年1月1日を賦課期日とする年度から**5年度間**とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、該当すると認められた期日の翌年3月31日をもって減免の期間を終了するものとする。ただし、該当すると認められた期日が1月1日の場合は、同年3月31日をもって減免の期間を終了するものとする。

(1) 減免対象土地が新たに住宅用地特例の適用を受けた場合

(2) 売買等(相続によるものを除く。)の理由により減免対象土地の所有者が変更された場合

(3) 減免対象土地に新たに家屋が建築された場合、又は他の用途に変更された場合

(4) 第3条第3項各号のいずれかに該当することが判明した場合

(5) 減免対象土地が適正に管理されないことにより、周辺住民の住環境に悪影響を与えたと認められる場合

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和〇年〇月〇日から施行する。

空き家の除却に係る土地の固定資産税減免可否決定通知書

令和 年 月 日

様

紀宝町長

年 月 日に申請のあった固定資産税の減免について、下記のとおり決定しましたので、紀宝町空き家の除却に係る土地の固定資産税減免に関する要綱第6条第2項の規定により通知します。

記

1. 減免の可否 可 ・ 否

(決定の理由

)

2. 減免期間 年度 ～ 年度

3. 減免対象土地

| 所在（地番） | 地目 | 地積（㎡） |
|--------|----|-------|
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |

4. 減免額

減免額は、減免対象土地に係る固定資産税の額と、当該土地が住宅用地特例の適用があるものとみなして算出した固定資産税の額の差額相当分とします。

5. 適用制限及び減免の取り消し

紀宝町空き家の除却に係る土地の固定資産税減免に関する要綱第3条第3項及び第7条第2項に定める事由が生じたときは、減免が取り消されます。

令和 年 月 日

空き家の除却に係る土地の固定資産税減免申請書

紀宝町長 様

(申請者)
住 所
氏 名
電話番号

紀宝町空き家の除却に係る土地の固定資産税減免に関する要綱第6条第1項の規定に基づき、○年度からの**5年間**の固定資産税について、減免を受けたいので関係書類を添えて申請します。

1. 減免を受けようとする土地の明細

| 所在（地番） | 地目 | 地積（㎡） | 住宅用地特例の適用 | 空き家バンク登録番号 特定空家等登録番号 |
|--------|----|-------|-----------|-------------------------|
| | | | 有・無 | |
| | | | 有・無 | |
| | | | 有・無 | |
| | | | 有・無 | |
| | | | 有・無 | |

2. 空き家の除却年月日

年 月 日

3. 必要書類

- ①現場写真（除却前、除却後の写真）
- ②紀宝町空き家バンク事業に登録し、2年以上掲載している住宅若しくは**5年以上居住の用に供していないことが確認できる書類**（空き家バンク登録完了通知書（写）、住民票の転出届、水道の解約証明書など）
- ③建物の除却年月日を証する書類（登記事項証明書（建物）又は解体証明書など）
- ④申請者が土地所有者の相続人であることの確認書類（戸籍の全部事項証明書など）
- ⑤その他、町長が必要と認める書類